答 弁 第 二 四 七 号平成十九年十一月三十日受領

内閣衆質一六八第二四七号

平成十九年十一月三十日

内閣総理大臣 福 田 康 夫

衆 議 院 議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員保坂展人君提出改正入管法と外国人の 「指紋情報強制採取」に関する質問に対し、 別紙答弁書

を送付する。

衆議院議員保坂展人君提出改正入管法と外国人の 「指紋情報強制採取」 に関する質問に対する答弁書

一及び二について

ないで、 について、 供をせず、 しない場合には、 三項各号に規定する免除事由のいずれにも該当しないにもかかわらず、同項に規定する個人識別情報の提 人が、出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号。以下「入管法」という。)第六条第 御指摘の警備課長通知は、 同項本文の規定により退去を命ぜられ、 かつ、入管法第十条第七項ただし書の規定による特別審理官に対する個人識別情報の提供もし 「個人識別情報提供拒否者に対する措置」として、 当該外国人に対して退去強制手続を執らざるを得ないことから、 本邦に上陸しようとして、 更に、 入国審査官に対し上陸の申請をしようとする外国 当該退去命令にも従わず、 この場合における措置 遅滞なく本邦から退去

- (1) 報を受けた場合には、 たが、これに従わない者について、入管法第二十四条第五号の二該当容疑者として審査部門から通 地方入国管理官署の警備部門は、 速やかに退去強制手続を執るものとする。 上陸審査において指紋情報等の提供を拒否して退去命令を受け
- (2) 当該容疑者が退去強制手続における指紋採取及び写真撮影 (以下「指紋採取等」という。)に応

じない場合について、 応じるよう説得し、全ての事案について確実に指紋採取等を行うこととする。 必要な強制力を行使することができることなど手続の根拠及び趣旨を十分に説明し、 る身体検査の一環であり、 は任意であるのに対し、 当該容疑者については、 収容後に行う指紋採取等については入管法第六十一条の七第四項に規定す 被収容者処遇規則第十二条に基づくものであるので、応じない場合には、 上陸審査及び違反調査における指紋採取等について 指紋採取等に

でも応じない場合には首席入国警備官の指揮の下担当する入国警備官の体制を整えて必要な強制力 を行使して指紋採取等するが、被収容者がなお頑強に指紋採取等を拒否し不測の事態が懸念される 紋採取等を行うこととし、その際に応じない者に対しては十分な時間を掛けて説明・説得し、 うものであり、 なお、 指紋採取等は新たに収容される者を入国者収容所又は収容場に収容するときに速やかに行 速やかに本省警備課に報告するものとする。また、必要なビデオ撮影は時機を失せず行う 個人識別情報提供拒否者であっても他の一般の事案と同様の場所・タイミングで指 それ

との留意事項を示したものである。

課長通知としたものであり、 同通知の内容は、 警備課の所掌事務の範囲内における法令の運用上の細目的事項であることから、 また、 留意事項を踏まえて遺漏なき対応がとられるために必要な準備期間を

三について

考慮し、十一月七日に発出したものである。

ります指紋、 ておりますデータ、 衆議院法務委員会において、三浦政府参考人(入国管理局長) 収容される者を入国者収容所又は収容場に収容するときに速やかに行うものであり、 担当する入国警備官 11 否者であっても他の一般の事案と同様の場所・タイミングで指紋採取等を行うこととし、 者に対しては十分な時間を掛けて説明・説得し、それでも応じない場合には首席入国警備官の指導 御指摘 「他の一般の事案」 の通知には、 十指ございますので、このデータのうちの人差し指の指紋との照合をするという形を考えて 過去の前歴のある人のデータが指紋が中心になってございます。」、「入管で持ってお の体制を整えて必要な強制力を行使して指紋採取等する」との記載はあるところ、 「両手十本」の指紋を強制採取するとは書かれていないが、 における 「指紋採取」が十指であることについては、 が漆原委員の質問に対し、 平成十八年三月十七日、 「指紋採取等は新たに 個人識別情報提供拒 その際に応じな 「我々が保有し 揮の下

おります。」と答弁している。

収容所長及び地方入国管理局長は、 杉浦国務大臣 省令に基づき、 により認められている被収容者の身体検査の一環として、 なければならないものとされています。 十六歳未満の者を除き、入国警備官に指紋を採取させ、 「必要な強制力を行使して」行う「指紋採取」 (法務大臣) 個 人識別の趣旨から行うものでございます。 が平岡委員の質問に対し、 新たに収容される者を入国者収容所または収容場に収容するときは 同規則十二条であります。これは、 「法務省令たる被収容者処遇規則によれば、 身長及び体重を測定させ、 については、 入管法同条第六項の委任により制定された法務 」と答弁している。 同月二十八日、 入管法第六十一条の七第四項 かつ、写真を撮影させ 同委員会にお いいて、 入国者

四について

で、 せず、 各号に規定する免除事由のいずれにも該当しないにもかかわらず、 本邦に上陸しようとして、 同項本文の規定により退去を命ぜられた場合であっても、 かつ、入管法第十条第七項ただし書の規定による特別審理官に対する個人識別情報の提供もしない 入国審査官に対し上陸の申請をしようとする外国人が、入管法第六条第三項 当該退去命令に従って、 同項に規定する個人識別情報の提供を 遅滞なく本邦から

とは 退去すれば、 ない のであるから、 退去強制手続を執られることはなく、 国際社会から批判されるべき人道上の問題があるとは考えてい したがって、 強制力を行使した指紋採取を行われるこ な

き法令上 て行う指紋採取を免除すべき法令上の根拠はなく、また、 被収容者処遇規則 れていた二指の指紋を提供したとしても、そのことにより入管法第六十一条の七第四項及び第六項並びに 法が規定する退去強制手続を執ることとなる。 五号の二に規定する「退去を命ぜられた者で、 当該退去命令にも従わず、 の根拠もない。 (昭和五十六年法務省令第五十九号)第十二条に基づき被収容者の身体検査の一 法令に基づいて行われる以上のような退去強制手続に、 遅滞なく本邦から退去しない場合には、 仮に、退去強制手続開始後に、 遅滞なく本邦から退去しないもの」に該当するので、 退去強制事由に該当しない者として取り扱うべ 当該外国人は、 上陸申請時点で義務付けら 国際社会から批判される 入管法第二十四条第 環とし 入管

五について

き人道上

の問題があるとは考えていない。

各号に規定する免除事由のいずれにも該当しないにもかかわらず、 本邦に上陸しようとして、 入国審査官に対し上陸の申請をしようとする外国人が、入管法第六条第三項 同項に規定する個人識別情報 の提供を

で、 づき、当該外国人が乗ってきた船舶等の長又はその船舶等を運航する運送業者が、 いことから、 せず、かつ、入管法第十条第七項ただし書の規定による特別審理官に対する個人識別情報の提供もしない 同項本文の規定により退去を命ぜられ、 退去強制手続を執られ、 退去強制令書が発付されたときには、 更に、 当該退去命令にも従わず、 入管法第五十九条第一項に基 遅滞なく本邦から退去しな 当該外国人を速やかに

情を総合的に勘案して、 異議の申出を行った場合には、 なお、 退去強制手続を執られる外国人が、 在留特別許可の許否を判断することとなる。 個々の事案ごとに、 当該手続において、 在留を希望する理由、 本邦への在留を希望して法務大臣に対し 家族状況、 生活状況等諸般 の事

本邦外の地域に送還することとなる。

六について

紋情報については、 退去強制手続を執られる外国人の指紋は、 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第二 電子的な読取装置で採取しデータベース化している。この指

利用又は提供されることはない。

条第三項の

「保有個人情報」

に該当し、

同法の定めるところにより利用又は提供が可能な範囲を超えて、

七について

成十一年法律第四十二号) る職員による一連の職務が適正に執行されていたことを記録する方法として、ビデオ撮影を予定している。 る職員に対して、 せず、かつ、入管法第十条第七項ただし書の規定による特別審理官に対する個人識別情報の提供もしない 各号に規定する免除事由のいずれにも該当しないにもかかわらず、 なお、 本邦に上陸しようとして、 同項本文の規定により退去を命ぜられ、 録画したビデオテープ等の記録媒体については、 当該外国人に対して退去強制手続を執る場合には、 その職務執行の妨害等の行為に及ぶことが予想されることから、このような場合におけ 第二条第二項の「行政文書」に該当するので、 入国審査官に対し上陸の申請をしようとする外国人が、 更に、 当該退去命令にも従わず、遅滞なく本邦から退去しな 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平 当該外国人が、 同項に規定する個人識別情報の 同法に基づく開示請求があった 指紋採取等を行おうとす 入管法第六条第三項 ジ提供を

八について

場合には、

同法に基づき個別にその可否を判断することとなる。

お尋ねの指紋採取の法的根拠は、 四についてでも述べたとおり、 入管法第六十一条の七第四項及び第六

理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成十八年法律第四十三号)の一部の施行の前後を通じて同じ 項並びに被収容者処遇規則第十二条である。なお、これらの規定は、平成十九年十一月二十日の出入国管

である。